

## ～派遣事業の適正な運営のために～

# ご協力のお願い

この度、ナラーズでは、派遣労働者の雇用主として、全ての派遣労働者が安心して働けるよう「労働者派遣事業の適正な運営に向けて」を作成いたしました。この宣言を確実に実行するためには、皆様との連携・協力が不可欠です。以下の項目について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 法令順守 にご協力ください

ナラーズは、労働者派遣法をはじめとする関係法令に抵触するおそれのある内容を含む派遣契約は締結いたしません。代表的なものとして、次に掲げる内容があります。

- (1) 港湾運送業務、建設業務、警備業務、医療関係業務、人事労働関係業務の一部、士業等、法令上禁止されている業務への派遣
- (2) 派遣労働者が派遣先企業からさらに他の企業に派遣される「二重派遣」
- (3) 契約上は請負契約であっても実態上は派遣契約と考えられるいわゆる「偽装請負」

### 2 派遣労働者の 雇用の安定 にご協力ください

ナラーズは、派遣労働者の雇用の安定性を確保するため、派遣労働者の希望に応じて出来得る限り長期での雇用契約を締結するようにしています。派遣先の皆様にも、出来る限り長期の派遣契約の締結をお願いいたします。なお、1日単位での意図的な細切れ契約は、合理的理由がない限り締結いたしません。

### 3 正社員としての就業 を希望する派遣労働者へのご支援をお願いします

長期就業中の派遣労働者が就業中の派遣先企業での正社員就業を希望する場合には、正社員求人の有無や採用の意向確認等を行いますので、ご協力おねがいたします。

### 4 派遣労働者の 就業環境の改善・向上 にご協力をお願いします

ナラーズは、派遣労働者から派遣先におけるセクハラ、パワハラ等の相談を受けた場合には、速やかに事実確認を伺いますのでご協力をお願いいたします。派遣労働者の就業上の安全・衛生を確保するため、作業場の不安、契約外での業務、無資格業等について派遣労働者から相談を受けた場合には、速やかに事実確認に伺いますのでご協力をお願いいたします。

### 5 労働者派遣の処遇向上 にご協力をお願いします

派遣社員が派遣先での円滑な就業に必要と考えられる施設や設備を、派遣先労働者と同様に利用できますように配慮願います。また派遣先労働者との均衡処遇へ向けての賃金見直し等の就業評価へのご協力をお願いいたします。

# 派遣料金の仕組みについてご説明します

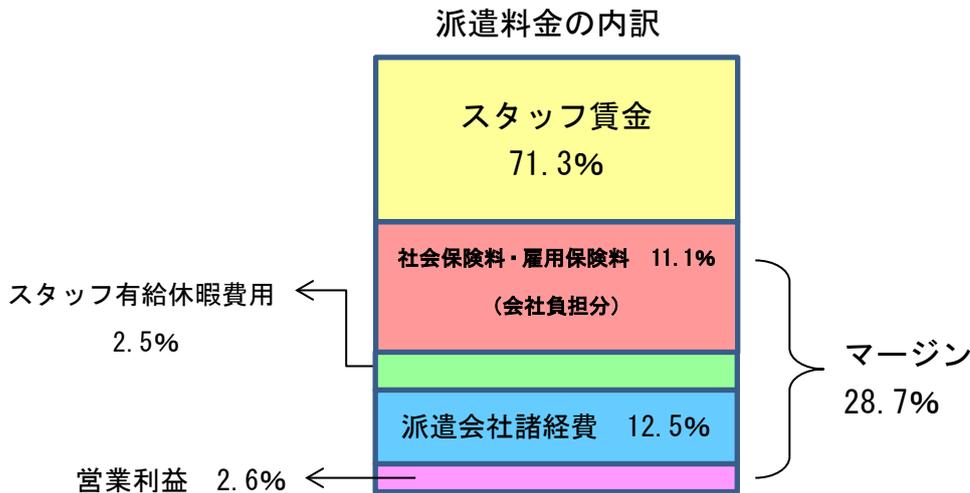
## 「マージン率など情報提供」

派遣料金については、派遣会社により多少の違いはありますが、おおむね下の図のような内訳になっています。一番多くを占めるのが派遣スタッフの給与です。次いで、派遣会社が派遣スタッフの雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料となります。(注1)

また、派遣スタッフが有給休暇を取得する際に、休暇期間については派遣先に対する料金請求はできませんが、派遣会社としては、派遣スタッフの雇用主として賃金の支払いが生じるため、その引当分としての費用が含まれています。なお、派遣先の倒産や料金不払いにより派遣料金が回収されない場合でも、派遣会社は派遣スタッフに対して賃金を支払う義務を負っています。

その他、派遣会社の営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス・登録センター賃借料、募集費用等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残りが派遣会社の営業利益(注1)となります。

令和6年6月現在



●派遣労働者数 185人 ●派遣先事業所数 69社

●労働者派遣に関する料金額の平均額 13,065円  
(1日8時間あたり)

●派遣労働者の賃金額の平均日額 9,315円  
(1日8時間あたり)

- 教育訓練に関する事項(予定)
- ・新規採用訓練(マナー研修)
  - ・OA機器操作
  - ・ビジネススキル研修
  - ・リーダー研修



注1 所得税や社会労働保険料の個人分負担分等については、派遣会社が派遣スタッフの皆様へ代わって国や自治体に納付するため、皆様にはそれらを差し引いた金額を給与としてお支払します。